

新型コロナウイルスワクチン接種情報



●12～17歳のかたの追加接種について

対象者：2回目接種後から5か月経過した12歳以上のかた

※12～15歳のかたがワクチンを接種するには、保護者の同意、接種時には原則として保護者の同伴が必要です。

使用ワクチン：ファイザー社ワクチン

※初回接種（1・2回目接種）にモデルナ社ワクチン、小児用ファイザー社ワクチンを使用した場合も接種可能

- ①集団接種・・・青森県総合健診センター
右表をご確認ください。
- ②個別接種・・・実施医療機関や予約方法については市ホームページからご確認ください。

実施予定日	実施時間	予約受付期間
9月14日(水)	13:00 } 15:30	各種接種日 2日前まで ※予約枠に空きがない場合があります。
9月16日(金)		
9月20日(火)		
9月29日(木)		

※接種予定日及び使用ワクチンは、やむを得ない事情で変更になる場合があります。予めご了承ください。

●新型コロナワクチン接種証明書をコンビニで取得できるようになりました

全国の対応コンビニエンスストアで、新型コロナワクチン接種証明書（国内用・海外用）が取得できるようになりました。市内ではセブン-イレブンのみ対応可能です。

利用できるかた

- ①国内用：マイナンバーカードをお持ちのかた
- ②海外用：マイナンバーカードおよび旅券（パスポート）をお持ちのかたで、令和4年7月21日以降、自治体（窓口・郵送の申請方法は問いません）または新型コロナワクチン接種証明書アプリで海外用接種証明書の発行履歴があるかた

利用可能時間：毎日午前6時30分から午後11時（土・日曜日、祝日含む）

費用：一通当たり120円（全国统一料金）

※接種時の住民票地市町村が証明書を発行しますので、住民票異動を伴い、複数の市町村で接種した場合は、それぞれの市町村から証明書を取得する必要があります。

●小児ワクチン接種について

（令和4年8月26日時点の情報です）



小児ワクチン接種における集団接種については今後も実施する予定です。詳しい日程等につきましては、決まり次第お知らせします。

また、令和4年9月中旬より、5～11歳の小児に対する努力義務が適用となることが示されました。

接種を受けることは強制ではありません

予防接種を受けるかたには、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、本人・家族の意志で接種を受けていただいています。受けるかたの同意なく、接種が行われることはありません。周りのかたなどに接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

■接種予約は 専用コールセンターか市運営WEB予約ページから

新型コロナワクチン接種専用コールセンター（☎017-764-6539、017-752-0517）

受付時間 9:00～18:00（月～土）※祝日除く

F A X 017-718-2867（聴覚障害のあるかたのみご利用いただけます）

予約フォームはこちらから▶





◆大病院を受診する場合は紹介状をお持ちください

10月1日から、紹介状を持たずに大病院（県立中央病院・市民病院）を受診した場合の初診において徴収が義務付けられている選定療養費が増額されます（子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受けているかとも徴収されます）。

これは、軽度な症状はかかりつけ医、手術や入院など高度な医療が必要な場合は大病院と、役割分担することで適切な医療を速やかに提供することを目的に導入されたものです。

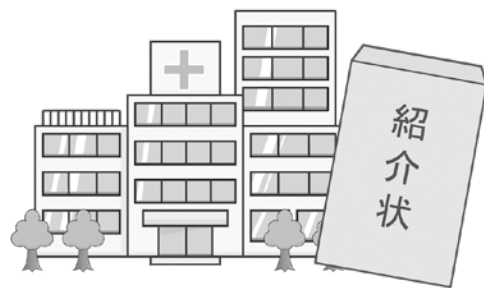
救急車で搬送されるなどして入院した場合や、災害や交通事故による救急搬送の場合など、除外されるケースもありますので、詳しくは各病院へお問合せください。

市民病院事務局総務課（☎017-734-2171）、保健予防課（☎017-734-5770）

市民病院の場合		改定前	改定後
非紹介患者初診料	紹介状なしで市民病院に来院された患者さんの初診(※)に対する加算料	医科 5,500円 歯科 3,300円	医科 7,700円 歯科 5,500円
再診加算料	市民病院の医師が他の医療機関を紹介後、紹介した病気やケガについて、患者さんが自らの希望により市民病院を受診した場合の加算料	医科 2,750円 歯科 1,650円	医科 3,300円 歯科 2,090円

※初診とは

- ・市民病院で初めて受診する場合
- ・すでに市民病院で受診しているが、他の診療科を初めて受診する場合（例えば、すでに外科を受診しているが、眼科を初めて受診する場合）
- ・受診していた病気等が治癒した後、新たな病気等について受診する場合



後期高齢者のかたの 窓口負担配慮措置

窓口負担が2割となるかたについて、令和4年10月1日から3年間（令和7年9月30日まで）は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用で払い戻しとなるかたは、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。高額療養費の口座登録をされていないかたについては、事前に青森県後期高齢者医療広域連合から9月以降口座登録の申請書を郵送します。

窓口負担については、
広報あおもり9月1日号
10ページをご確認ください。



国保医療年金課 奥崎

国保医療年金課
窓口負担について
（☎017-734-5493）
配慮措置について
（☎017-734-5343）
浪岡振興部健康福祉課
（☎0172-62-1153）
青森県後期高齢者医療広域
連合（☎017-721-3821）

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合
※外来の医療費のみ。入院は対象外。

窓口自己負担1割のとき ①	5,000円
窓口自己負担2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限3,000円 (③-3,000円)	2,000円
払い戻し	2,000円

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払い戻します。